

## 立川市立学校における医療的ケアの実施に関するガイドライン（案）について

### 1. 目的

学校に在籍する医療的ケア児は、全国的に年々増加するとともに、人工呼吸器による呼吸管理等を必要とする医療的ケア児が学校に通うようになるなど、医療的ケア児を取り巻く環境が変わってきております。

また、令和3年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（以下「医ケア児法」という。）が成立し、同年9月に施行されました。医ケア児法では、国及び地方公共団体等は、医療的ケア児に対して教育を行う体制の充実等を図ることが求められています。

これらを踏まえ、今回、立川市立学校に在籍する、日常的に医療的ケアが必要な児童・生徒に対し、安全で適切な医療的ケアを実施するとともに、医療的ケア児が安心して学校生活を送ることができるよう、学校における医療的ケア実施の基本的な考え方についてガイドラインとして示します。

### 2. これまでの経緯

平成31年度より発足した「立川市医療的ケア児支援関係者会議」（学識経験者及び、保健医療関係機関、障害福祉関係、保育関係機関、教育関係機関、関係行政機関の各職員で構成）で「実態調査・ニーズ調査、事業所調査」（平成31年度～令和2年度）、「調査結果のとりまとめ、課題整理」、「相談窓口リーフレット作成・配布」（令和3年度）を行ってきました。その中で、学校及び保育園におけるガイドライン策定の必要性が導き出されました。この必要性や医ケア児法等を踏まえ、学校のガイドラインの策定作業を進めており、教育委員会内での検討、医師、小・中学校長及び令和4年度第2回立川市医療的ケア児支援関係者会議等での意見聴取などを行ってきております。

### 3. 医療的ケアとは

医ケア児法で、「人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう」とされています。また、一般的には、医療的ケアとは、病院などの医療機関以外の場所（学校や自宅など）で日常的に継続して行われる、喀痰吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿、インスリン注射などの医行為を指します。なお、病氣治療のための入院や通院で行われる医行為は含まないとされています。

なお、立川市で実績のあるものは、①痰の吸引、②経管栄養、③気管切開部の衛生管理、④胃ろう又は腸ろう部の衛生管理、⑤人工呼吸器の管理、⑥血糖値測定（その後の処置を含む）となっております。

#### 4. ガイドライン（案）の構成

学校における医療的ケアを進めることができるように、下記の7項目で構成しています。

- (1) 本ガイドラインの目的（P1）  
⇒医療的ケア実施の基本的な考え方を示すことや事例を明示など。
- (2) 学校における医療的ケアの範囲（P1～2）  
⇒必要な手続き、ケアの範囲を協議で決定、実施者についてなど。
- (3) 対象者（P2）  
⇒実施内容や学習活動の計画に合意したものが対象であることなど。
- (4) 実施の手続き（P2～3）  
⇒教育委員会の提案が必要、実施に向けた合意形成を行うことなど。
- (5) 実施体制（P3～5）  
⇒教育委員会が指導医を委嘱、学校医療的ケア委員会の設置、個別実施マニュアルの作成など
- (6) 学校における医療的ケアの実施に当たっての役割分担（P5～8）  
⇒教育委員会、学校、保護者、主治医、指導医、学校看護師（医療的ケア看護職員）等の役割分担など
- (7) 安全管理（P9）  
⇒緊急時マニュアルの作成、事故への対応・検証など

#### 5. 今後の予定

ガイドライン（案）及び関係する要綱等について、令和5年4月から施行できるように進めます。

以上

令和5年2月9日  
第3回教育委員会資料  
教育部教育支援課

立川市立学校における  
医療的ケアの実施に関するガイドライン  
【案】

立川市教育委員会

## 目 次

1 本ガイドラインの目的	1
2 学校における医療的ケアの範囲	1
(1)学校における医療的ケアの内容	1
(2)学校における医療的ケアの実施者	1
3 対象者	2
4 実施の手続き	2
(1)実施決定までの流れ	2
(2)実施に向けた合意形成のあり方	2
5 実施体制	3
(1)指導医の委託	3
(2)校内体制の構築	4
(3)医療的ケア個別実施マニュアルの作成	5
6 学校における医療的ケアの実施に当たっての役割分担	5
(1)教育委員会	5
(2)学校	6
(3)保護者	7
(4)主治医	8
(5)指導医	8
(6)学校看護師(医療的ケア看護職員)	8
(7)学校医	9
7 安全管理	9
(1)緊急時マニュアルの作成	9
(2)ヒヤリハット事例の共有	9
(3)事故への対応・検証	9

## 1 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、立川市立小・中学校(以下「学校」という。)に在籍する、日常的に医療的ケアが必要な児童・生徒(以下「医療的ケア児」という。)に対し、安全で適切な医療的ケアを実施するとともに、医療的ケア児が安心して学校生活を送ることができるよう、学校における医療的ケア実施の基本的な考え方を示すものです。

## 2 学校における医療的ケアの範囲

「医療的ケア」とは、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」で、「人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう」とされています。また、一般的には、医療的ケアとは、病院などの医療機関以外の場所(学校や自宅など)で日常的に継続して行われる、喀痰吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿、インスリン注射などの医行為を指します。なお、病気治療のための入院や通院で行われる医行為は含まないとされています。

### (1) 学校における医療的ケアの内容

- ・ 学校における医療的ケアは、保護者からの依頼に基づき、主治医の具体的な指示と許可を得た後、必要な手続きを経て実施することとします。
- ・ 学校で実施する医療的ケアの範囲は、安全で安定的に実施できる内容とし、保護者、主治医、在籍学校、立川市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の協議により個別に決定します。
- ・ 遠足や社会科見学等校外学習における医療的ケアの実施は、校内での実施に比べリスクが大きく、医療的ケア以外に緊急時対応の必要が生じることも想定されるため、その活動ごとに慎重に検討・判断し、医療的ケア児の活動への参加についてやケアの内容を決定します。なお、医療的ケアの実施者の確保が難しい等の事情により参加できないことがあります。
- ・ 医療的ケア児本人の体調の変化や医療的ケア内容の変更により、学校における医療的ケアを休止又は中止することがあります。

### (2) 学校における医療的ケアの実施者

- ・ 医療的ケア児が在籍する学校に対し、教育委員会は学校看護師(医療的ケア看護職員)を派遣・配置し、学校看護師(医療的ケア看護職員)が医療的ケアを実施します。
- ・ 学校看護師(医療的ケア看護職員)以外の教職員(以下「教職員」とする)は医療的ケア

を行うことはできません。

- ・ 学校生活において適宜必要なケアを行えるよう、必要に応じて学校看護師(医療的ケア看護職員)が付き添うことができるよう配慮します。

### 3 対象者

- ・ 最初に、一定期間在宅経験があり、家族が医療的ケアを十分理解していること、また病状が安定し、家庭で日常的に保護者が行っている医療的ケアが確立し、安定して行われていることが必要です。
- ・ 学校で実施する医療的ケアの対象者は、障害の状態や医学的見地からの意見等を踏まえ、学校での受け入れが可能と教育委員会が判断し、学校における医療的ケアの実施内容及び医療的ケアの状況を踏まえた学習活動の計画について保護者が合意した医療的ケア児とします。
- ・ 学校設備や支援体制等の状況から、医療的ケア児の住所を通学区域とする学校での受け入れができない場合があります。その場合、受け入れ可能な学校への指定校変更等による就学を検討します。

### 4 実施の手続き

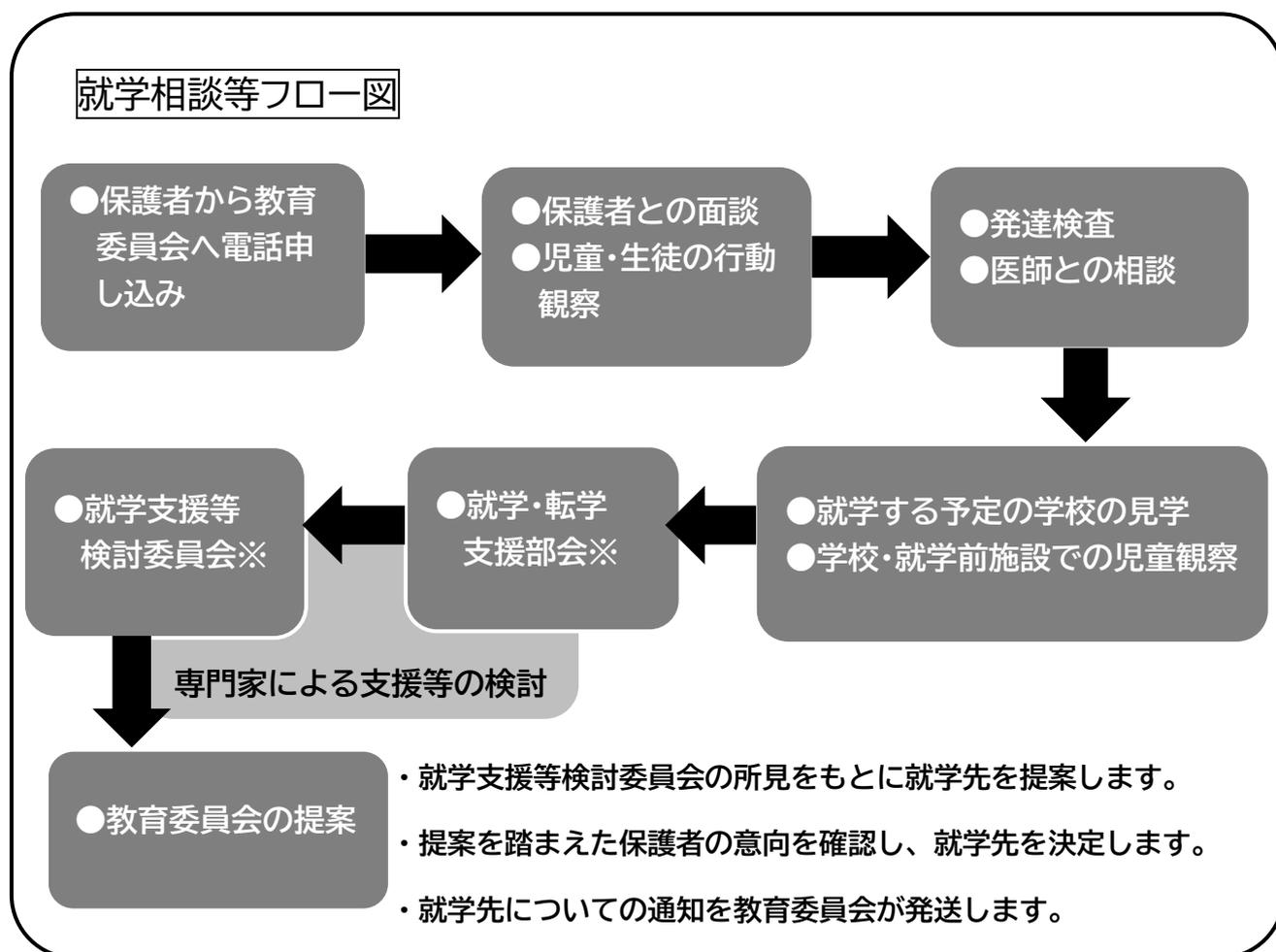
#### (1) 実施決定までの流れ

- ・ 学校における医療的ケアの実施を依頼しようとする保護者は、教育委員会の相談(入学に向けては就学相談、その他の場合は教育支援の相談)を経て、就学支援等検討委員会等での審議結果による必要な支援等に関する教育委員会の提案を受けることが必要です。
- ・ 医療的ケア実施決定までの具体的な手続きは、別に定める要綱等に基づいて行います。

#### (2) 実施に向けた合意形成のあり方

- ・ 保護者から学校における医療的ケア実施の希望が示された際には、それぞれの学びの場における教育課程や教育内容、自立に向けての指導内容等も十分に説明したうえで、学校で実施する医療的ケアの範囲や、学校と保護者、主治医をはじめとするさまざまな関係者の協力と協働によって安全で適切な医療的ケアが行われることについて、教育委員会が説明し、理解が得られるようにします。

- ・ 主治医や保護者等と学校との間で考え方が異なる場合、学校、保護者、主治医、指導医、教育委員会等による協議の場を設け、合意形成に努めることとします。



※就学支援等検討委員会・・・医師、学識経験者、臨床心理士、言語聴覚士、子ども家庭部子ども家庭支援センター長、教育委員会事務局統括指導主事で構成。

※就学・転学支援部会・・・市立学校の校長、特別支援学級設置校の副校長、特別支援学級設置校の教員、特別支援教育コーディネーター等の教員、特別支援学校の教員で構成。

## 5 実施体制

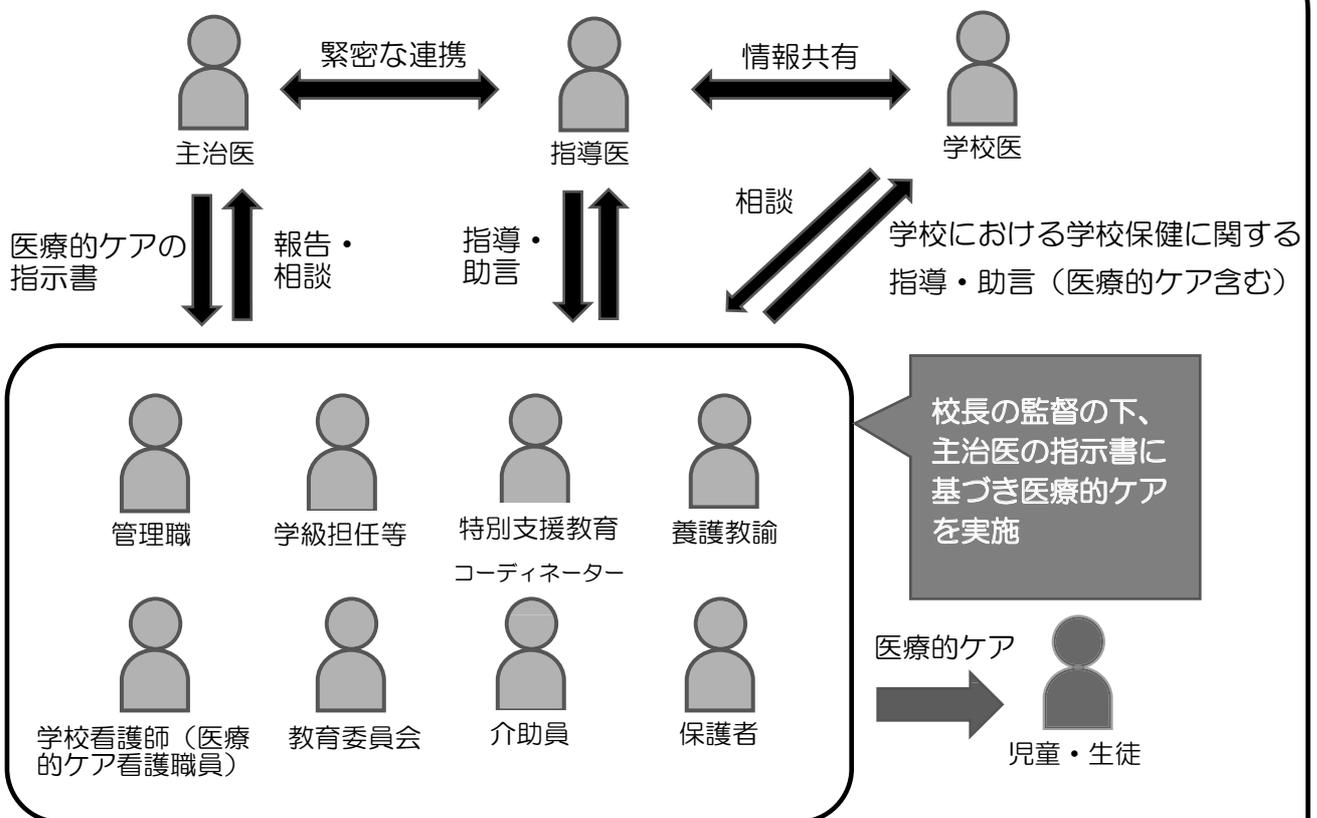
### (1) 指導医の委嘱

- ・ 教育委員会は、医療的ケア実施体制の整備等のため指導医を委嘱します。
- ・ 指導医は、主治医からの指示書(情報提供書)に基づき、学校における医療的ケアの実施に関する総合的な判断を行います。

(2) 校内体制の構築

- ・ 医療的ケアを安全に進めるとともに発生した課題等に対応するため、学校は、学校医療的ケア委員会を設置し、定期的、または必要に応じて開催します。
- ・ 学校医療的ケア委員会は、学校管理職、教職員、保護者、学校看護師(医療的ケア看護職員)、介助員、教育委員会で構成し、検討等の内容に合わせて必要な委員を招集し開催します。その他必要な関係者の出席を求めることもできます。

学校医療的ケア委員会の構成図



- 開催頻度：年2～3回（児童・生徒の状況に応じて）
- 管理職は上記の他、状況に応じて必要な関係者の出席を求めることができる。
- 医療的ケア児の学習面及び生活面における諸課題の解決のための具体的な方法等について検討する。
- 校内における医療的ケア個別実施マニュアル、緊急時マニュアルや個別の教育支援計画等の内容の検討や実施状況について評価する。

- ・ 医療的ケアの開始、医療的ケア児の状態変化により医療的ケア内容に変更がある場合や、校外活動等への医療的ケア児の参加方法等について協議が必要な場合は、必ず学校医療的ケア委員会を開催します。
- ・ 学校医療的ケア委員会の開催に際しては、できるだけ前もって、協議する案件についての主治医及び指導医の見解を得ておくようにします。また、必要に応じて主治医等及び指導医を招くことも検討します。
- ・ 学校における医療的ケアの開始や医療的ケア内容に変更がある場合は、学校は保護者了承のもと学校医に情報提供を行い、学校医は必要に応じて学校保健に関する助言を行います。

### (3) 医療的ケア個別実施マニュアルの作成

- ・ 医療的ケアの実施にあたっては、主治医からの指示書(情報提供書)に基づいた医療的ケア個別実施マニュアルを学校等の協力を得て学校看護師(医療的ケア看護職員)が作成し、保護者に確認します。
- ・ 医療的ケア個別実施マニュアルには、対象となる医療的ケア児のケアの流れと内容を記載することとし、緊急時マニュアルとともに綴って随時確認できるよう、学級担任及び学校看護師(医療的ケア看護職員)、介助員等が 所定の場所に保管します。
- ・ 校外活動等への参加の際には、そのために取り決めた内容を医療的ケア個別実施マニュアルに盛り込み、学級担任及び学校看護師(医療的ケア看護職員)、介助員等が確認できるように所定の場所に保管します。

## 6 学校における医療的ケアの実施に当たっての役割分担

### (1) 教育委員会

- ・ 学校における医療的ケア実施に係るガイドライン等の策定と改訂
- ・ 学校における医療的ケア実施に係る要綱の策定と改訂
- ・ 学校における医療的ケア実施の決定
- ・ 医療的ケア実施のための校内環境整備等に係る予算措置
- ・ 医療的ケアを実施する学校看護師(医療的ケア看護職員)の配置と予算措置
- ・ 指導医の委嘱
- ・ 学校における医療的ケア実施体制説明資料(リーフレット等)の作成と広報

- ・ 医療的ケアを実施する学校と特別支援学校の連携支援
- ・ 学校教職員及び学校看護師(医療的ケア看護職員)の研修会・講習会の計画と実施
- ・ 関係機関との医療的ケア児に関する連携

## (2) 学校

### ア 管理職

- ・ 学校における医療的ケアの総括
- ・ 各教職員の役割分担の明確化
- ・ 医療的ケア実施のための校内環境の整備
- ・ 医療的ケアに関する校内組織の設置と運営
- ・ 医療的ケアのための外部を含めた連携体制の構築
- ・ 学校看護師(医療的ケア看護職員)のサービス監督・勤務管理
- ・ 校外活動等への参加の判断
- ・ 緊急時の体制整備
- ・ 医療的ケア個別実施マニュアル及び緊急時マニュアルの作成
- ・ 医療的ケアの実施計画や報告に関する書式等の作成と提出

### イ すべての教職員

- ・ 医療的ケア児と学校における医療的ケアの教育的意義の理解
- ・ 医療的ケアに必要な衛生環境の理解
- ・ 医療的ケア児の学級担任との情報共有
- ・ 医療的ケア児の日常的な状況把握と必要な場合の支援
- ・ ヒヤリ・ハット等の事例の蓄積と予防対策
- ・ 緊急時の協力
- ・ 医療的ケア個別実施マニュアル・緊急時マニュアル作成への協力

### ウ 養護教諭及び特別支援教育コーディネーター

(上記「イ すべての教職員」に加え)

- ・ 学校保健(保健教育、保健管理等)の中での医療的ケアの位置づけ

- ・ 医療的ケア児の健康状態の把握
- ・ 医療的ケア実施に関わる環境整備
- ・ 主治医、指導医、学校医等との連絡・報告
- ・ 学校看護師(医療的ケア看護職員)と教員との連携支援
- ・ 学校医療的ケア委員会の招集及び運営

## エ 学級担任

(上記「イ すべての教職員」に加え)

- ・ 医療的ケア児の日常の健康状態の把握と養護教諭・学校看護師(医療的ケア看護職員)との共有
- ・ 医療的ケア実施に係る日次スケジュールの把握と養護教諭・学校看護師(医療的ケア看護職員)との共有

## オ 介助員

(上記「イ すべての教職員」に加え)

- ・ 医療的ケア児の介助

## (3) 保護者

- ・ 学校における医療的ケアの内容及び実施体制の理解
- ・ 学校との連携・協力
- ・ 緊急時の連絡手段の確保
- ・ 定期的な医療機関への受診(主治医からの適切な指示を仰ぐ)
- ・ 医療的ケア児の健康状態の報告
- ・ 医療的ケアに必要な医療器具等の準備と管理
- ・ 緊急時の対応(保護者が来校できない場合の代理人の指定を含む)
- ・ 学校及び指導医と主治医との連携体制の構築への協力
- ・ 医療的ケア個別実施マニュアル・緊急時マニュアル作成への協力

#### (4) 主治医

- ・ 医療的ケア児本人や学校の状況を踏まえた書面による指示
- ・ 緊急時に係る指導・助言
- ・ 個別の手技に関する学校看護師(医療的ケア看護職員)への指導
- ・ 学校への情報提供{指導医・学校医との連携、学校看護師(医療的ケア看護職員)や教職員との連携、主治医訪問など}
- ・ 医療的ケア個別実施マニュアル・緊急時マニュアル作成への指導・助言
- ・ 保護者への説明

#### (5) 指導医

- ・ 主治医との連絡・調整
- ・ 医療的ケア児の状態の把握
- ・ 医療的ケア実施に関する医療面の総合的な判断
- ・ 医療的ケア個別実施マニュアル・緊急時マニュアル作成への指導・助言
- ・ 個別の手技に関することを含む学校看護師(医療的ケア看護職員)への研修・指導・助言
- ・ 校内の医療的ケアに関する研修・研究等での指導・助言
- ・ 学校医療的ケア委員会への出席
- ・ 学校における医療的ケアの内容に関する判断

#### (6) 学校看護師(医療的ケア看護職員)

- ・ 医療的ケア児のアセスメント
- ・ 医療的ケア個別実施マニュアルの作成
- ・ 緊急時マニュアルの作成への助言
- ・ 医療的ケア実施に係る日次スケジュールの管理
- ・ 医療的ケア児の健康管理
- ・ 医療的ケアの実施

- ・ 医療的ケアの記録・管理・報告
- ・ 必要な医療器具・備品等の管理
- ・ 教職員・保護者との情報共有
- ・ ヒヤリ・ハット等事例の蓄積と予防対策
- ・ 緊急時の対応

#### (7) 学校医

- ・ 学校における医療的ケア児を含む学校保健に関する指導・助言
- ・ 主治医・指導医との情報共有

## 7 安全管理

### (1) 緊急時マニュアルの作成

- ・ 保護者・主治医・指導医の協力を得て、医療的ケア児の急変、医療的ケアに関わる事故発生時、災害・火災発生時等個別の事案について学校は、緊急時マニュアルを作成し、必要に応じて随時更新します。
- ・ 学校での避難訓練の際には、緊急時マニュアルに沿った訓練を行います。

### (2) ヒヤリハット事例の共有

- ・ 学校は、医療的ケア児に関するヒヤリハット事例を教育委員会に報告するとともに、校内で定期的に共有することとします。

### (3) 事故への対応・検証

- ・ 学校は、医療的ケアに関わる事故等が発生した場合は、速やかに対応を図るとともに教育委員会に報告します。
- ・ 学校は、経過記録を作成して関係者間での情報共有と検証を行い、再発防止に取り組みます。

立川市立学校における医療的ケアの実施に関するガイドライン【案】

令和5年 月作成

立川市教育委員会事務局教育部教育支援課